

医療法人久仁会 鳴門山上病院病床改編について

医療法人久仁会 理事長 山上 久
鳴門山上病院 病院長 國友一史

関係各位

深秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃の連携やご指導に深く感謝いたします。

さて、

鳴門山上病院は1977（昭和52）年に現在地に開院以来はや34年を数えますが、多数のリハビリテーションスタッフを擁し徳島県で最も早く回復期リハビリテーション病棟を設置、日本医療機能評価機構による病院機能評価も率先して受審し、療養病院では日本で5番目、徳島県では最も早く認定病院となるなど、ご高齢の方のための療養とリハビリテーションに職員一同一貫して努力してまいりました。280床の病床を有し、前述の回復期リハビリテーション病床とともに、内科的急性期疾患の診断・治療に対応した一般病床、療養のための医療保険適用療養病床および介護保険適用療養病床を運用することにより地域医療に尽力してまいりました。しかしながら、昨今の医療制度改革、療養病床の見直し政策等により入院患者様の高齢化、重症化が進行し、日々の診療に大きな負担を強いられる状況となってきております。その一方で急性期病院からの後方ベッドの確保、介護施設や自宅での生活が困難な方々の療養病床受け入れへのニーズはさらに高まっています。これらのことから、本院における今後の診療の質の確保・向上、および安心・安全な療養環境の提供を継続するため、熟慮の結果、病院機能を地域ニーズの高い療養病床を中心とする慢性期診療に特化・完全移行させ、以下のように病床構成の変更を行う方針とさせていただきます。

1.一般病床の廃止、医療保険適用療養病床への変更

1病棟（一般病床40床 13:1看護基準）を療養病棟入院基本料1へ変更する。

2.療養病棟入院基本料2の廃止、介護療養病床の拡充

2南病棟（療養病棟入院基本料2 39床）を、地域ニーズのより高い介護保険適用療養病床へ変更する。

変更時期は、徳島県および鳴門市等、関係行政機関との協議により、平成23年12月1日付けとさせていただきますことになりました。

これらの変更により、本院の病床（病棟）編成は

医療保険適用療養病床（療養病棟入院基本料1） 91床（1病棟 40床、2西病棟 51床）

介護保険適用療養病床 159床（2南 39床、3東 60床、3西 60床）

回復期リハビリテーション病床（回復期リハビリテーション入院基本料2） 30床（2東）

合計280床（6病棟） となります。

一般病床の廃止により、急性期疾患・病態の診療につきましては原則として救急機能や一般病床を有する各医療機関へお願いするなど、関係各位にはご迷惑をおかけするかと存じますが、療養ならびにリハビリテーション適応の患者様の診療につきましては、今まで以上に注力し、診療・ケアの質の向上・維持に努めてまいりますので、なにとぞご理解の上、ご指導ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本院は本年8月に、日本慢性期医療協会の慢性期病院機能評価を受審、全国で22番目、四国では初めての「慢性期医療認定病院」として認定されましたことを申し添えさせていただきます。

以上

平成23年11月吉日

